

しみずマイホーム取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清水町内（以下「町内」という。）において、自ら居住する目的で住宅を新築又は購入する場合、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することにより、定住人口の増加及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 住宅を有し、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するため所有する住宅をいう。
ただし、併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (3) 新築 自己で新しく住宅を建てる又は他人に建築を請け負わせ新しく住宅を建てることで、建築に係る費用（用地取得費を除く。）が500万円以上のものをいう。
- (4) 新築住宅 新築の住宅で、いまだ人の居住の用に供したことのないものをいう。
ただし、検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条に規定するものをいう。）に記載されている完了の日から1年を経過したものは除く。
- (5) 中古住宅 過去に居住の用に供された住宅で、同時に敷地の取得を行い、その取得金額が250万円以上のものをいう。ただし、2親等内の親族から購入する住宅は除く。
- (6) 定住 町内に自ら所有する住宅で5年以上居住することをいう。
- (7) 町内業者 町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち、住宅建設業を営んでいる者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けているものをいう。
- (8) 子育て世帯 入居時に15歳以下の子がいる世帯又は母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内に自らが居住する目的で、住宅を新築又は新築住宅若しくは中古住宅を取得し、定住することを確約した者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者から除くものとする。

- (1) 移転補償を受けている者
- (2) 交付対象者の同一世帯員が町税、その他市町村に対する債務の履行を遅滞している場合
- (3) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けた者

(4) 交付対象者及び同一世帯に清水町暴力団排除条例（平成24年清水町条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者がいる場合

（奨励金額）

第4条 奨励金の額及び内容は、次の表のとおりとする。

	子育て世帯		一般世帯（単身可）	
	現金	商品券	現金	商品券
新築（町内施工）、 新築住宅	80万円	20万円	60万円	20万円
新築（町外施工）	40万円	10万円	30万円	10万円
中古住宅	40万円	10万円	30万円	10万円

（注）1 商品券は、清水町ハーモニー商店会が発行する商品券とする。

2 町内業者による施工は、元請業者が町内業者である場合に限り対象とし、下請工事又は工事の一部を施工する場合は対象外とする。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、工事請負契約後又は売買契約後速やかに、しみずマイホーム取得奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 市町村が発行する納税完納証明書
- (2) 工事請負契約書の写し（住宅を新築する場合）
- (3) 売買契約書の写し（新築住宅及び中古住宅を購入する場合）
- (4) 併用住宅の場合、建物及び住宅部分の面積が確認できる平面図
- (5) 母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し（子育て世帯の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の奨励金交付申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査しその適否を、しみずマイホーム取得奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（完了報告）

第6条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、住宅を取得し、入居後1ヶ月以内又は、同項の通知を受けた年度の末日までのいずれか早い期日までにしみずマイホーム取得奨励金交付事業完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員が記載されている住民票

- (2) 所有権が確認できる建物の登記事項証明書の写し
- (3) 住宅取得に係る領収書類
- (4) 定住誓約書（様式第4号）
- (5) 振込口座を確認できるもの（通帳の写し等）

（交付の決定等）

第7条 町長は、前条の完了報告書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、しみずマイホーム取得奨励金交付（不交付）確定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（交付決定の取消等）

第8条 町長は、奨励金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金を受けたとき。
 - (2) 対象住宅に居住後、第2条第6号に該当しなくなったとき。
 - (3) 申請後に同一世帯員のいずれかが、第3条第2項第4号に該当することが判明したとき。
- 2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、しみずマイホーム取得奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）を当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により奨励金の返還を命じる金額は、当該住宅取得後の年数に応じ、次のとおりとする。なお、奨励金には商品券分の額も含めた金額とする。
- (1) 1年以内のときは、全額とする。
 - (2) 1年を超える2年以内のときは、奨励金の10分の8の額とする。
 - (3) 2年を超える3年以内のときは、奨励金の10分の6の額とする。
 - (4) 3年を超える4年以内のときは、奨励金の10分の4の額とする。
 - (5) 4年を超える5年未満のときは、奨励金の10分の2の額とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに奨励金の交付の決定を受けた者は、この限りでない。
- 3 第8条の規定については、この要綱が失効した後も、なお、その効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のしみずマイホーム取得奨励金交付要綱第4条の奨励金額及び第5条の交付申請については、この要綱の施行日以後に工事請負契約及び売買契約された者について適用し、令和4年3月31日までに工事請負契約及び売買契約された者についての奨励金額及び申請方法については、なお従前の例による。